

Web

ウェブ
みやぎ

第32号

2016.10月号

Webみやぎ(第32号)

発行所/建設連合 宮城県建設組合
〒980-0014 仙台市青葉区本町3丁目5番22号
宮城県管工事会館2F
TEL.022-264-4221 FAX.022-265-9460

【表1】生活習慣病

	当国保組合	全 国
喫煙	28.60%	14.20%
1回30分以上の運動習慣なし	75.60%	58.70%
週3回以上の夕食後の間食	14.40%	11.70%
睡眠不足	36.80%	24.60%
飲酒頻度(毎日)	40.50%	25.60%

【表2】1日の飲酒量

	当国保組合	全 国
1合未満	47.30%	64.30%
1~2合	31.60%	23.70%
2~3合	15.60%	9.20%
3合以上	5.50%	2.70%

【表3】健診状況

	当国保組合	全 国
受診率	44.80%	33.50%
メタボ	15.10%	16.70%
メタボ予備軍	13.10%	10.70%
BMI(男性)	2.20%	1.80%
BMI(女性)	7.20%	6.90%
血糖	1.00%	0.60%
血圧	8.10%	7.40%
脂質	4.00%	2.60%
受診勧奨者医療機関非受診率	9.20%	4.10%
未治療者率	13.30%	3.30%

【表4】建設連合国民健康保険組合の
疾病分析による医療費の高い順(H27年度)

	入院医療費	外来医療費
1位	骨折	高血圧症
2位	狭心症	糖尿病
3位	大腸がん	脂質異常症
4位	肺がん	関節疾患
5位	関節疾患	C型肝炎
6位	脳梗塞	慢性腎不全(透析あり)
7位	胃がん	気管支ぜんそく
8位	不整脈	大腸がん
9位	脳出血	うつ病
10位	心筋梗塞	不整脈



特集 特定健診と病歴

建設連合国民健康保険組合で平成27年度に行なった特定健診の結果とレセプトデータから次のような分析結果が出ましたのでお知らせします。

特定健康診査を 受診された方の特徴

当国保組合は、以下の表1とおりに全国平均に比べて、喫煙率は2倍、1回30分以上の運動習慣なしは1・29倍、週3回以上夕食後間食は1・23倍、睡眠不足1・50倍、飲酒頻度(毎日)1・58倍です。中でも、表2の1日飲酒量は3合以上が2倍と高い数字となっています。表3の健診状況からは、受診勧奨者医療機関非受診率と未治療者率が全国と比べて大きくなっており、自身の健康にもっと関心を持っていた

当国保組合の 医療費総額の高い順

職業的な要素が反映しているからなのか、表4のとおり、入院では骨折が第1位です。第2位の狭心症以下、生活習慣病が関連している疾病が上位になっています。外来医療費総額の上位3位(高血圧、糖尿病、脂質異常症)までは、典型的な生活習慣病です。
【参考】日本の平均寿命等
男性79・6歳、女性86・4歳ですが、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる「健康寿命」は、男性65・2歳、女性66・8歳です。(2頁へつづく)

組合員の皆さんへ!

当組合では、
**特定健診の集団健診を
 年4回行っていきます。**
 本年度は、残り1回
平成29年1月22日です。
**健診結果で健康チェックを
 是非お願いします。**

【表5】平均的寿命と健康寿命の差

	平均寿命(A)	健康寿命(B)	不健康な期間 (A)-(B)
男	79.6歳	65.2歳	14.4歳
女	86.4歳	66.8歳	19.6歳



死因(全国)

- ① 癌 49.0%
- ② 心臓病 26.4%
- ③ 脳疾患 15.9%
- ④ 糖尿病 1.9%
- ⑤ 腎不全 3.4%
- ⑥ 自殺 3.5%

平均寿命と健康寿命の差は、日常生活に制限のある「不健康な期間」となります。日常的に介護などのお世話にならず、自立した健康な生活ができるよう健康寿命を延ばすためには、日々の生活における食生活や運動に気を付けて、年1回は健康診査を受けて病気の早期発見・早期治療を心がけましょう。

小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転特別講習		助成金対象
学科	日時 平成28年11月21日 8:55~ 会場 宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町2-48)	
実技	日時 当協会指定の日 9:00~(11月22日より受付順に指定し、学科講習の際、実技日を指定いたします。) 会場 建災防宮城県支部 実技センター(仙台市青葉区芋沢字下野下38-1 株サプライ構内)	
受講料	16,200円(支部会員以外)	

職長・安全衛生責任者教育	
日時	1日目/平成28年11月24日 8:55~ 2日目/平成28年11月25日 8:55~
会場	宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町2-48)
受講料	14,200円

【平成28年12月開催 技能講習・教育】

施工管理者のための足場点検実務者研修	
日時	平成28年12月9日 12:55~
会場	宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町2-48)
受講料	7,000円

車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習		助成金対象
学科	日時 1日目/平成28年12月12日 13:25~ 2日目/平成28年12月13日 8:55~ 会場 宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町2-48)	
実技	日時 当協会指定の日 8:30~(12月14日より受付順に指定し、学科講習の際、実技日を指定いたします。) 会場 建災防宮城県支部 実技センター(仙台市青葉区芋沢字下野下38-1 株サプライ構内)	
受講料	37,000円(建設機械施工技士免許所持者) 38,000円(大型特殊自動車免許所持者・大型、中型又は普通自動車免許を持ち、3t未満の建設機械の運転経験が3カ月以上ある方)	

高所作業車運転技能講習		助成金対象
学科	日時 1日目/平成28年12月14日 13:25~ 2日目/平成28年12月15日 8:55~ 会場 宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町2-48)	
実技	日時 当協会指定の日 8:00~(12月16日より受付順に指定し、学科講習の際、実技日を指定いたします。) 会場 建災防宮城県支部 実技センター(仙台市青葉区芋沢字下野下38-1 株サプライ構内)	
受講料	●大型・中型又は普通自動車免許所持者 38,200円 ●移動式クレーン・小型移動式クレーン技能講習修了者 36,100円	

職長・安全衛生責任者教育	
日時	1日目/平成28年12月21日 8:55~ 2日目/平成28年12月22日 8:55~
会場	宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町2-48)
受講料	14,200円

平成28年11月から12月開催の技能講習・教育についてお知らせします。

受講を希望する組合員並びに事業主の皆さんは以下の機関にお問い合わせの上お申し込みをお願いします。尚、受講料は、テキスト代及び消費税を含んだ金額です。

【問合せ・申し込み先】 電話 022-224-1797

建設業労働災害防止協会宮城県支部

【平成28年11月開催 技能講習・教育】

木造建築物の組立て等作業主任者技能講習		助成金対象
日時	1日目/平成28年11月1日 8:55~ 2日目/平成28年11月2日 8:55~	
会場	宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町2-48)	
受講料	10,800円(会員以外)	

車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習		助成金対象
学科	日時 1日目/平成28年11月8日 13:25~ 2日目/平成28年11月9日 8:55~ 会場 宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町2-48)	
実技	日時 当協会指定の日 8:30~(11月10日より受付順に指定し、学科講習の際、実技日を指定いたします。) 会場 建災防宮城県支部 実技センター(仙台市青葉区芋沢字下野下38-1 株サプライ構内)	
受講料	37,000円(建設機械施工技士免許所持者) 38,000円(大型特殊自動車免許所持者・大型、中型又は普通自動車免許を持ち、3t未満の建設機械の運転経験が3カ月以上ある方)	

型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習		助成金対象
日時	1日目/平成28年11月10日 9:00~ 2日目/平成28年11月11日 9:00~	
会場	宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町2-48)	
受講料	11,200円(建災防会員以外)	

安全衛生規則の一部改正(平成27年7月1日施行)による新たな教育	
足場の組立て等 特別教育 時間短縮3時間 助成金対象	
日時	平成28年11月15日 13:25~
会場	宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町2-48)
受講料	5,800円

高所作業車運転技能講習		助成金対象
学科	日時 1日目/平成28年11月18日 13:25~ 2日目/平成28年11月19日 8:55~ 会場 宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町2-48)	
実技	日時 当協会指定の日 8:00~(11月20日より受付順に指定し、学科講習の際、実技日を指定いたします。) 会場 建災防宮城県支部 実技センター(仙台市青葉区芋沢字下野下38-1 株サプライ構内)	
受講料	●大型・中型又は普通自動車免許所持者 38,200円 ●移動式クレーン・小型移動式クレーン技能講習修了者 36,100円	

※受講申込書は建災防宮城県支部ホームページからダウンロードして頂くか、建災防宮城県支部窓口にお問い合わせをお願いします。

建設連合・東北地区労働保険振興会からのお知らせ

馬場 亨 とある 法律事務所

弁護士 馬場 亨

法律豆知識



今回のテーマは

『従業員の起こした交通事故』について

交通事故

A社の従業員Bが仕事で会社自
動車で交通事故を起こし、通行人C
にケガを負わせた。この場合、A社
はCに対し損害賠償責任を負うだろ
うか。

答えは、もちろん「イエス」である。
二つの法律がある。まず、民法7
15条の使用者責任である。同条1
項本文は「ある事業のために他人を
使用する者は、被用者がその事業の
執行について第三者に加えた損害を
賠償する責任を負う。」と規定して
いる。「使用者責任」と言われるも
のである。

次に適用される法律は「自動車損
害賠償保償法3条」（いわゆる自賠
法3条）である。ここでは、「自己
のために自動車を運行の用に供する

者は、その運行によって他人の生命
又は身体を害したときは、これによ
って生じた損害を賠償する責に任ず
る。」とされている。

使用者責任の場合は、物損も対象
であるが、自賠法は人損だけとなる。
A社が使用者責任を負って、Cに
損害賠償をした場合、A社はBに求
償できるだろうか。民法715条3
項では求償できるとしている。しか
し、最高裁は損害の公平な分担とい
う見地から、会社からの被用者に対
する求償に制限を加えている。

会社が他人を使って営利事業を行
う以上、一定のリスクは会社が負う
べきであるとの考えによる。

『自動車の経済的全損』について

交通事故で自動車が破損した場合
の損害の査定でよく問題になるのが、
修理費の方が時価より高くなってし
まう場合の損害額は、修理費か自動
車の時価かである。修理して使おう
と思えば、そのまま、さらに何年か
使えるという場合、新車を買おうと
思えば、修理費以上の支出が必要と
なるわけだから、被害者としては、
事故にさえあわなければ、買い換え
る必要はなく使用継続することがで
きたのであって、修理費を損害とし
て認めてもらいたいというのは人情
としてわかる気はする。

しかし、判例や保険実務では、こ
のような場合、原則として、「被害
車両が修理不能もしくは修理費が時
価額を上回るいわゆる全損状態（経
済的全損）となった場合は事故直前
の交換価値をもとに賠償額を算定し、
そうでない場合は修理相当額をもと
に損害算定する。」（交通事故損害
額算定基準〈実務運用と解説〉22訂
版 財団法人日弁連交通事故相談セ
ンター p225）として処理されて
いる。但し、経済的全損状態でも、
特段の事情があれば、修理費を損害
であると認めてくれることがある。
しかし、これは全く例外と考えるべ
きで、要件をクリアすることは至難
と思われる。

中古車両に関し、「当該車両の修
理費相当額が破損前の当該車両と同
種同等の車両を取得するのに必要な
代金額の基準となる客観的交換価格
を著しく超えるいわゆる全損にあた
るときは、特段の事情のない限り、
右交換価格からスクラップ代金を控
除した残額が当該車両の車両損害と
いうべきである。」

また、右特段の事情については、
不法行為に対する損害賠償における
公平の理念に照らし、被害車両と同
種同等の自動車を中古車市場におい
て取得することが至難である、ある
いは、被害車両の所有者が、被害車

両の代物を取得するに足る価格相当
額を超える高額な修理費を投じても
被害車両を修理し、これを引き続き
使用したいと希望することを社会通
念上は認めるに足りる相当の事由が
存するなどが典型的なものとして考
えられる（東京高裁S57・6・17判決
〈判例時報1051号p95〉神戸
地裁H8・5・24判決〈交民集29巻3
号p771〉）とした判決がある。

この神戸地裁の例では、修理費が
認められているが、車種はシボレー
・カムロ、被害者は自動車に強い愛
着を抱き、古い車を長く乗り継いで
いること、その他の所有自動車も古
くこれを使用し続けていること、本
件車両につき過去にも高額な修理費
を実際に払って修理して使っている
車両であること等を認定して、特段
の事情ありとしている。

この判例のハードルは相当に高く、
通常見られる程度を越えた程度のコ
だわりでは経済的全損状態の車両の
修理費は損害としては認められない
と考えられる。

馬場 亨 法律事務所

弁護士 馬場 亨

電話 022(266)3976
FAX 022(266)3916

仙台市青葉区一番町2丁目10番26号
1103号室

制度名	退職金の対象者	制度の特徴・メリット
建退共	一人親方	<ul style="list-style-type: none"> ●掛金は一人親方から従業員に変わった場合でも通算されます。 ●掛金となる証紙は現場で貼付を受けたり、自分自身で建設連合を通じて掛ける(1日310円)ことも可能です。 ●国が掛金の一部を補助します。
小規模企業共済	事業主や専従者等の共同経営者、法人の役員	<ul style="list-style-type: none"> ●廃業や、死亡、退任、事業の譲渡の際に受取ることができます。 ●掛金は税法上、全額課税対象所得から控除できます。(節税になります) ●事業資金の貸付が受けられます。 ●掛金は月額1,000円～70,000円の範囲から選べます。
中退共	従業員	<ul style="list-style-type: none"> ●事業主が従業員の退職金として掛けることができます。 ●毎月の掛金を事業主が中退共に納付し、中退共が管理します。退職者には中退共から直接支払われるため、管理が簡単です。 ●事業主に対し、掛金の一部を国が助成します。

**建設連合・東北地区
労働保険振興会からの
お知らせ**

**各種「退職金制度」の
取扱いについて**

現在、建設連合・東北地区労働保険振興会では一人親方や中小事業主、中小企業で働く従業員の「退職金制度」の申込を窓口で取り扱っております。

ます。全て国が作った制度ですので、安心して、さらに助成金や税法上のメリット等もあります。

三つの退職金制度について左記の表をご覧ください、この機会にぜひご検討ください。

詳しい資料のご請求やお問い合わせは建設連合までご連絡下さい。

TEL 022-264-4221
FAX 022-265-9460



**安全・有利・手軽な
国の退職金制度を活用しませんか。**

事業主さん

中退共 CHU TAI 共 KYO
小企業 退職金 共済制度

詳しくはホームページをご覧ください。

国の制度だから安心
掛金の一部を国が助成します。

掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

社外積立で管理も簡単
退職金試算額などをお知らせします。

(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

建設連合国民健康保険組合に加入できる資格は、個人事業主、又は個人事業主の事業所に勤務する従業員数が五人未満の従業員です。
従って、法人に勤務する従業員は加入できません。

●各種申請やご不明な点があれば、支部へご連絡ください。営業時間は平日午前9時から午後5時までです。

●保険料(組合費含む)は期日までに保険料(組合費含む)は毎月10日までに納入することになっています。納入が確認できないときは、保険給付や保険事業による補助を受けられない場合があります。

**国保保険料
(組合費含)は
毎月10日
が納期です**

